

五城目町週休2日制工事（土木工事）特記仕様書 （発注者指定型）

（目的）

第1条 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（定義）

第2条 本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）実工期

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。

（3）現場閉所

実工期において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。但し、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

実工期（別に定める「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に記載の期間を除く）における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／実工期日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満、21.4%未満を4週6休未満とする。

（対象外工事）

第3条 次の工事については、当面の間、週休2日制工事の対象外とする。

（1）災害復旧に係る工事

（2）工程上の制約がある工事

（実施方法）

第4条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）受注者は、施工計画書について、4週8休以上を考慮したものを発注者に提出し、これに基づき施工を行うものとする。

なお、受注者の責によらない理由（特殊な事情により工事完成を優先させたものの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるもの）により、実施が困難な場合には、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 受注者は、別に定める「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」で規定する勤務状況確認表を作成の上、毎月の履行報告書に添付し、監督職員に提出するものとする。最終月に関しては、工事関係届とともに提出するものとする。

(3) 監督職員は、受注者から提出される勤務状況確認表等に基づき、現場閉所率の確認を行うものとする。

なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合は、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

(費用の計上)

第5条 別に定める「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(その他)

第6条 本特記仕様書に定めるもののほか、週休2日制工事に実施に関して必要な事項は、別に定める「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に記載のとおりとする。ただし、工事成績評定の加点減点及び実施証明書の発行は行わない。

附 則

この仕様書は、令和6年5月20日から施行する。